



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階

TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550

Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN

http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文 発 第 3 4 8 4 号

2014年12月18日

加盟団体代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟
専務理事 岡崎 温

第32回全日本武術太極拳選手権大会 開催要綱・出場申込書類送付の件

出場申込期限；2015年3月15日品川区

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2015年7月10～12日に東京体育館で開催される第32回全日本選手権大会の開催要綱と出場申込みに関する関係書類一式を、下記の通り送付申し上げます。

従来実施してきた「予備出場申込み」と「最終出場申込み」の二本立ての申込み手続きは、第29回大会より「予備出場申込み」を廃止し、「出場申込期限」(＝最終申込み期限)に一本化されています。このため、万一、出場予定選手の種目名申告等に誤りがあっても、いったん提出された「出場申込書」内容を変更することができません。

都道府県連盟は、所属団体から全ての「出場申込書」を入手し、出場料も受領し終えてから、すべての種目と出場選手名を十分に確認した後に、日本連盟にたいする「出場申込書類」を作成し、4月10日までに提出して下さい。

同封書類：

- 1) 「開催要綱」・「シード選手一覧」・「出場申込要領」
- ~~2) 「出場申込人数・出場料等内訳書」〈書式-1〉(1部、都道府県連盟用)~~
- ~~3) 「大会分担金・出場料納付書」〈書式-2〉(1部)~~
- 4) 「〈個人競技〉出場申込書」〈書式-3〉(複数部、複写して使用)
- ~~5) 「〈個人競技〉出場申込書」シード選手用〈書式-4〉(1部、参照用)~~
- 6) 「〈団体競技〉出場申込書」〈書式-5〉(複数部、複写して使用)
- ~~7) シード選手宛本日付け総発第1-8-8-7号写し(参照用)~~
- 8) 統一デザインユニフォームデザイン画(複数部、複写して使用)
- 9) 新宿ワシントンホテル 特別料金プラン案内(複数部、複写して使用)

同封の書類と下記の事項に基づいて、出場申込みの手続きを、期限までにお取り下さるようお願いいたします。

敬 具

記

本大会の特徴と出場手続きの注意事項：

1. 「第13回世界武術選手権大会(インドネシア・ジャカルタ)」日本代表選手の選考；

本大会の成績の成績に基づいて、2015年11月9～17日にインドネシア・ジャカルタで開催される「第13回世界武術選手権大会」の日本代表選手を選抜します。上記の大会の日本代表は、今大会の「自選難度競技部門」に出場した選手のなかから選抜します。

- 一 男女太極拳は、同部門「自選太極拳(含む短器械)」に出場した選手のなかから、徒手と器械種目の成績を総合的に評価して、代表を決定します。
- 一 男女南拳は、同部門「自選南拳(含む器械)」に出場した選手のなかから、徒手と器械種目の成績を総合的に評価して、代表を決定します。
- 一 男女長拳は、同部門「自選長拳(含む器械)」に出場した選手のなかから、徒手と器械種目の成績を総合的に評価して、代表を決定します。

2. 競技種目と出場規定の確認事項：

競技部門は、下記の6部門となっています。

- 1) 自選難度競技部門、2) 規定難度競技部門、3) 規定競技部門、4) 自選競技部門、
- 5) 伝統競技部門、6) 団体競技部門

① 複数競技部門の出場禁止：

6) 団体競技部門を除き、1)～5)の個人競技部門では、一人の選手は1つの競技部門にのみ出場できることとし、複数の競技部門に出場することはできません。

② 競技部門内での出場種目数の限定：

1)～5)の個人競技部門では、一人の選手が1種目しか出場することができない部門と、競技部門内で複数種目出場することができる部門が区別されているので、「開催要綱」に基づいて、定められた種目数で出場申込みをしなければなりません。選手が1種目しか出場することができない部門にエントリーしたにもかかわらず、他の種目にもエントリーした場合は、エントリーした全ての種目の出場申込みを不受理とします。2種目しか出場できない部門であるにもかかわらず、3種目あるいはそれ以上エントリーした場合も同様とします。

なお、上記の内容に加えて、3) 規定競技部門、5) 伝統競技部門の出場制限を下記の通り補足します。

「3) 規定競技部門」

10. 総合太極拳規定套路A B、11. 総合太極拳規定套路C、12. 24式太極拳A、
13. 24式太極拳B、14. 24式太極拳C は、1人1種目に限って出場することができます。
- 10.～14. のいずれかの種目に出場する選手は、15.ジュニア太極拳2、16.ジュニア太極拳1、
17. 長拳A規定套路、18. 剣術A規定套路、19. 刀術A規定套路、20. 槍術A規定套路、21.
- 棍術A規定套路、22. 南拳規定套路、23. 南刀規定套路、24. 南棍規定套路 のどの種目にも
- 出場することはできません。

第25回大会から、競技種目を統合して再編成しました。その目的の一つは、大会の日程が限られているなかで、少数の選手の不合理な重複出場を減らし、できるだけ多くの選手に出場機会を提供することです。

そのために、個人競技の競技部門を越えて複数種目の出場はできないこと、個人競技の競技部門のなかで、ジュニア太極拳1、2を例外として、それ以外の太極拳種目と拳術系種目に重複して出場することはできないこととしました。この内容をさらに明確にするために上記の事項を追加するものです。

「5) 伝統競技部門」

31. 伝統拳術A、32. 伝統拳術B、33. 伝統拳術C、34. 伝統器械のなかでは、1人1種目に限って出場することができます。

従来は、拳術と器械の2種目にエントリーすることができましたが、第27回大会から1種目のみエントリーする規定になりました。それにもかかわらず、2種目にエントリーした場合は、2種目とも不受理となります。

③ 団体競技は1人1種目に限る：

団体競技の「対練」出場者が別途、他の団体競技（「集団」または「太極拳推手規定套路」）に出場することはできません。一人の選手は、「対練」、「集団」または「太極拳推手規定套路」のいずれか1種目に限って出場することができることとします。

④ 出場都道府県連盟の統一：

一人の選手はたとえ複数の競技種目に出場する場合でも、一つの都道府県連盟に限定して出場申し込み手続きを行わなければなりません。一人の選手が複数の都道府県連盟から個人競技種目の出場申し込みをした場合は、どちらの申込書も受理されないこととします。

3. 競技日程について：

「36. 集団」は、本大会の第1日または第2日のいずれかで実施します。エントリーを予定している選手は、金曜日または土曜日の出場となりますので、あらかじめ日程の調整をしたうえで、出場申し込みをして下さい。

4. 出場申し込み手続きは都道府県連盟を通じて行う：

本件の開催要綱等は都道府県連盟および学生連盟のみに送付しています。出場申し込み手続き等、日本連盟にたいするすべての手続きは、都道府県連盟および学生連盟を通じて行っていただきます。これ以外の手続きは、下記を除き受理しません。

5. 非加盟個人出場申込み期限＝2015年4月10日（金）

大会参加団体に所属しない個人が出場申込みをすることができる申込み期限は、都道府県連盟の申込み期限と同じ4月10日（金）とします。

6. 「シード選手」制度：

「開催要綱」16. シード選手 の1)～6)に基づいて太極拳個人競技種目に限って「シード選手」制度を実施します。

選手のシード権は、該当種目の前年の全日本選手権大会の成績によって発生し、シード選手個人に属する特別出場権です。都道府県連盟は、関係する出場選手のうちの選手がシード選手であるかを把握しておくことが必要となります。従って、シード選手も必ず居住地の都道府県連盟を通じて出場申込みをしなければならない規定となっています。都道府県連盟におかれましては、シード選手についての手続きもよろしくお願いいたします。

◎ シード選手の出場手続依頼義務：

本日付け総発第1887号にて、本大会のシード選手個人の自宅住所宛に、シード選手通知と「〈個人競技〉出場申込書 シード選手用」〈書式-4〉を送付しました。その写しを同封しますのでご参照下さい。

都道府県連盟は、都道府県選抜選手のみならず、シード選手も含めて2015年4月10日（金）までに出場手続を行わなければなりません。そこで、シード選手の義務として、上記期限に十分間に合うように、居住地の都道府県連盟に自分がシード選手であることを申し出て、出場手続を依頼しなければなりません。特に、シード選手が居住地の都道府県連盟の加盟団体の会員ではない場合は、都道府県連盟はシード選手の存在を把握していないこともあります。シード選手が適切な時期までにこの依頼を怠って、出場申込み期限に間に合わなかった場合は、その選手は本大会に出場することができなくなります。この場合の責任は都道府県連盟には無く、シード選手自らが負わなければならないこととします。

◎ 都道府県連盟に対する依頼期限、提出書類等：

各シード選手は、居住地の都道府県連盟に対して事務手続や料金等の負担がかかることを避けるために、居住地の都道府県連盟と連絡を取って；

- ① 遅くとも出場申込み期限の約1ヵ月前の、3月10日（火）までに、
- ② 同封の「出場申込書 シード選手用」〈書式-4〉に所定の事項を記入して、所属団体印を捺印したものを都道府県連盟に提出し、
- ③ 併せて、都道府県連盟が指定する方法で規定の出場料を納付する、
ことになっています。これに基づいてシード選手の出場申込み手続を処理して下さい。

◎ 「出場申込書」の使用書式について：

「出場申込書 シード選手用」〈書式-4〉は、シード選手がシード種目に出場するための専用の書式です。シード選手がシード権を放棄して他の太極拳種目に出場する場合、あるいは年齢が出場種目の年齢規定を超えたためにシード権が失効し、他の種目に選抜されて出場する場合は、都道府県連盟に送付している「〈個人競技〉出場申込書」〈書式-3〉を使用します。

7. 「1)自選難度競技部門」の出場申込について；

「1)自選難度競技部門」は、選手強化委員会の指名を受けた選手のみが出場できます。「1)自選難度競技部門」1. 自選太極拳、2. 自選太極剣、3. 自選南拳、4. 自選南拳器械、5. 自選長拳、6. 自選長拳器械に出場する選手は、選手強化委員会から別途、本競技部門用の出場申込書を入手し、都道府県連盟を通じて出場申込手続を行っていただきます。

- ① 選手強化委員会は、「1)自選難度競技部門」出場を予定している重点強化選手の中から、本大会の「1)自選難度競技部門」に出場することができる選手を指名します。
- ② 選手強化委員会は、2015年5月の春季強化合宿後に、本大会「1)自選難度競技部門」に出場する選手を発表します。